

【鋸南町ケアマネジメントに関する基本方針】

鋸南町ではケアマネジメントの実施にあたって、「基本方針」及び「基本取扱方針」を以下のとおり条例の中に定めております。こうした基本方針等の内容を踏まえケアマネジメントを実施していただきますようお願いいたします。

I. 居宅介護支援について

(1) 居宅介護支援に関する基本方針について

本町では、「鋸南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の第4条、第15条に基づき居宅介護支援に関する基本方針を以下のとおり定めました。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することがないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する基本方針について

本町では、「鋸南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の第4条、第32条に基づき介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する基本方針を以下のとおり定めました。

(基本方針)

1 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するためには、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行わなければならぬ。

4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

1 第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託に係る指針

本町では、「鋸南町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の第15条に基づき介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する基本方針を以下のとおり定めました。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、介護保険法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るために地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1節基本方針、第3節運営に関する基準及び第4節介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(3) 介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインでの類型

訪問型サービス(従前の訪問介護相当)	→介護予防ケアマネジメントA
通所型サービス(従前の通所介護相当)	
訪問型サービスB	→介護予防ケアマネジメントC
通所型サービスA	

(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント実施の手順

(別紙1)のとおり

(5) ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組み

具体的なツールとしては、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン「興味・関心チェックシート」の活用(別紙2)、多職種連携の視点として地域ケア会議を活用(別紙3)する。

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務委託の流れ

Ver20210617

居宅介護支援事業所（受託者）	介護予防支援事業所（委託者） =鋸南町地域包括支援センター
※介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務委託契約 事業所↔鋸南町	
	<p>利用者に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要事項の説明 ○ 契約の締結 ○ 個人情報使用の同意 <p>利用者↔鋸南町</p>
	<p>居宅介護支援事業所に対して</p> <p>「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務依頼書」にてケアマネジメントを依頼。</p>
<p>「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を地域包括支援センターへ提出</p> <p>「利用者基本情報」の作成</p> <p>「介護予防サービス・支援計画書」の作成</p> <p>「介護予防サービス・支援計画書」の原案を地域包括支援センターへ提出</p> <p>※更新の計画書の場合は、「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表」を同時に提出する</p>	
サービス担当者会議開催	<p>ケアマネジャー</p> <p>「介護予防サービス・支援計画書」の原案の確認</p> <p>※「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表」の確認</p> <p>地域包括支援センターがサービス担当者に位置付けられている場合には、サービス担当者会議に出席</p>
<p>⑤ 「介護予防支援計画書」を 地域包括支援センターへ提出→</p> <p>⑦ 利用者の確認・同意を得て、「介護予防支援計画書」を地域包括支援センター・介護予防サービス事業所に提出。</p> <p>○各介護予防サービス事業所から介護予防サービス計画の写しを出してもらう。</p>	<p>【ケアマネージャーに対して】</p> <p>⑥ 「介護予防支援計画書」の確認。 ←意見記入欄に確認印</p> <p>○ 「介護予防支援計画書」の写しを渡す。</p>
⑧ 「サービス利用票」「利用票別表」を介護予防ケアマネジメントをおこなった月の翌月3日までに地域包括支援センターに提出する。→	<p>【ケアマネージャーに対して】</p> <p>○ 支援途中での相談は隨時受け付ける。</p> <p>○ 状況によっては同行訪問</p> <p>【国保連合会に対して】</p> <p>介護報酬請求（毎月10日まで）</p>
	<p>【居宅介護支援事業所に対して】</p> <p>請求の審査あった月の翌月25日までに委託料を支払う。</p>

⑨介護予防支援計画書で設定した評価期間で、経過を振り返り、サービス利用の評価をおこなう。

*各介護予防サービス事業者からの介護予防サービス計画の評価を参考にする。

「介護予防支援・サービス評価票」を地域包括支援センターへ提出→

【ケアマネージャーに対して】

- 意見記入欄に確認印
- 今後の計画について相談

- 「介護予防支援・サービス評価票」の写しを渡す。

別紙様式3-1

興味・関心チェックシート

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・麻雀・ゲーム等			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・ 水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲等観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畠仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			
その他 ()				その他 ()			
その他 ()				その他 ()			

【鋸南町地域ケア会議】 機能別に会議を分けて開催する。

会議類型	自立支援型	個別会議 (困難事例)	推進会議
機能(内容)	軽度者の生活 の中の困りごと を解決する	課題の解決 ネットワークの構築 地域課題の発見	資源開発 政策形成
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・福祉の専門職 ・生活支援コーディネーター ・ケアマネジャー (事業対象者・ 要支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・福祉の 専門職 ・地域の支援者 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・福祉 の専門職 ・地域住民、民生 委員、社会福祉協 議会等
開催頻度	随時	随時	<p>既存の会議で機 能を果たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援セ ンター運営協議会 ・地域支え合い推 進協議会

【地域ケア会議の目的】

個別ケースの支援内容の検討を通じた(1)地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立に資するケアマネジメントの支援(2)高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築(3)個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握、その他、地域の実情に応じて必要と認められる事項。

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日厚生労働省老健局振興課長連名通知)

【地域ケア会議の機能】

- (1) 個別課題の解決
- (2) 地域包括支援ネットワークの構築
- (3) 地域課題の発見
- (4) 地域づくり・資源開発
- (5) 政策形成

「地域ケア会議」に関するQ&Aの送付について
(平成25年2月14日厚生労働省振興課事務連絡)